

【注意喚起】「サクラ」が介在するペニーオークションに関するご注意

2012/11/26 消費者支援機構関西

ペニーオークションの中には、「サクラ」が介在するものがあります。「サクラ」が介在するペニーオークションでは、一般の入札参加者は、入札手数料を負担させられるだけで、商品を落札することはできません。このようなペニーオークションには、参加しないようにしましょう。

この間HPで公開してきましたように、消費者支援機構関西（以下KC's）では、ペニーオークション「ダイヤモンドオークション」運営会社㈱和来とWeb上の記載について書面でやり取りをしてきました。KC'sは、ダイヤモンドオークションは景品表示法及び特定商取引法違反であると判断し、消費者団体訴訟制度に基づく差止訴訟を提起することを前提に、㈱和来に対して、消費者契約法第41条に基づく書面（訴訟で差止めを求める請求の要旨等を記載した書面で、この書面が届いた後1週間経てば提訴できます。以下41条書面といいます。）を送りました。その後ダイヤモンドオークションは「メンテナンス中」という表記になり、以降入札を再開しておりません。このためKC'sは、一旦㈱和来とのやり取りに区切りを付け、消費者の皆さんにペニーオークションについて、KC'sでの検討に基づいた注意喚起を行うものです。なお、ダイヤモンドオークションが再開された場合、41条書面で指摘した内容に対する明確な改善がなければ、提訴を含むしかるべき対応をKC'sとして行う予定に変わりありません。

ペニーオークションとは、一回の入札ごとに入札手数料を支払う方式のオークションです。安価で商品を落札できる可能性もある反面、落札できなかった場合でも、入札手数料を負担しなければならないという特徴があります。

KC'sでは、2011年10月以降、ペニーオークションサイトの一つであるダイヤモンドオークションの表示や約款について検討し、実際の落札結果についての分析を行ってきました。ダイヤモンドオークションの24時間分の落札結果を集計し、収入の合計と運営会社に入る金額を比較しました（詳しくは添付の表「ダイヤモンドオークションの落札一覧」をご確認ください）。その結果、落札結果には、いわゆる「サクラ（※）」が介在している可能性があるものが含まれているとの結論に達しました。

(※)「サクラ」とは(41条書面より)

- 1 直接または間接を問わず、オークションに参加したことに対して謝礼または報酬を受け取る入札参加者による入札
- 2 入札手数料を負担せずまたは「コイン」を使用せずに入札することが可能な入札参加者による入札
- 3 無償またはきわめて安価で「コイン」を取得して入札することが可能な入札参加者による入札
- 4 運営事業者が設定した架空の入札参加者による入札
- 5 運営事業者が管理するプログラムを用いて、運営事業者またはその関係者、協力者の管理の下で、自動的に行われる入札
- 6 商品を購入する意思がなく入札手数料を負担することもない者が参加している入札
- 7 落札後商品が落札者に届かなかった入札

ペニーオークションサイトには、安価で落札された落札結果が紹介されています。しかし、ダイヤモンドオークションに限らず、サイトに掲載されているような安価な落札が続いた場合、商品の仕入れ金額が、入札手数料を含めたサイトの売上を越えてしまうケースが多々見られます。サイトに表示されているような安価な落札結果を前提とすると、そもそも事業として成立しないことが明らかです。仮に数字上辻褃があっていたとしても、その数字自体システム上運営会社で操作できるのです。伝票など全商品について、実際に商品が動いている証拠を、Web上で開示している例は見当たりません。

このようなペニーオークションでは、「サクラ」を介在させることで一般の入札参加者が落札できないように操作されているケースが存在するといわざるを得ません。

「サクラ」が介在するペニーオークションでは、一般の入札参加者は、入札手数料を負担させられるだけで、商品を落札することはできません。このようなペニーオークションには、参加しないようにしましょう。